



Title	しないに越したことはない : 超義務と亜義務の倫理学
Author(s)	浦野, 敬介; 石田, 柊
Citation	応用倫理, 15, 15-32
Issue Date	2024-03-31
DOI	https://doi.org/10.14943/ouyourin.15.15
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/92027
Type	departmental bulletin paper
File Information	15_2_15-32.pdf



論文

しないに越したことはない——超義務と亜義務の倫理学

浦野敬介（東京大学）、石田柊（広島大学）

要旨

本論文では、超義務（supererogation）つまり望ましいが義務的でない行為と、亜義務（suberogation）つまり望ましくないが禁止されない行為について、規範的性質を詳しく検討する。まず、いわゆる「超義務のパラドックス」を構成する命題を一つ一つ明らかにし、超義務という考え方のどこに規範倫理的な問題があるかを示す。次に、「超義務のパラドックス」に対する既存の哲学的見解の難点を示す。第三に、超義務には異なる二つの種類があると提案した上で、それぞれが道徳的に求められない理由を次のように区別して主張する。少額の募金のような超義務（慈恵型超義務）は、道徳的価値が小さすぎるため道徳的に求められない。これに対して、命懸けの人命救助のような超義務（英雄型超義務）は、我々の通常の行為選択肢に含まれず、義務論的地位そのものを欠く。最後に、これまでの議論を亜義務に応用し、この種の行為についての理解を深めたい。小さな報復のような「しないに越したことがない」行為（非行型亜義務）は、道徳的な悪さが小さすぎるため道徳的に禁じられない。これに対して、ジェノサイドなどあまりに悪すぎる行為（極悪型亜義務）は、我々の行為選択肢に含まれないため義務論的地位そのものを欠く。

Abstract

This article discusses the normative features of supererogation, i.e., desirable but non-obligatory acts, and suberogation, i.e., undesirable but unprohibited acts. First, we elaborate on the so-called “paradox” of supererogation by disentangling the premises that constitute this normative-ethical problem. Subsequently, we examine two existing arguments to dissolve this paradox and demonstrate how both lines fail to capture our understanding of supererogatory acts. Next, we submit that “supererogation” is not a monolithic notion as is often assumed but is made of two subclasses: *benevolent supererogation*, typically including small favor or donation, and *heroic supererogation*, whose textbook cases include self-sacrificing life-saving. After showing how the two subclasses differ in their nature and morality, we suggest that benevolent supererogation is not morally required because its marginal moral value is negligible and that, in contrast, heroic supererogation is not morally required because, given that it is outside the choice of ordinary people, it lacks deontic status itself. Finally, we expand

these insights on supererogation to the morality of suberogation, an underexplored theoretical cousin of supererogation. We lay out two subclasses of suberogation: *delinquent suberogation*, which denotes minor moral badness unworthy of prohibition, and *atrocious suberogation*, whose paradigmatic cases are extremely evil acts such as genocide. Having this distinction in mind, we argue that delinquent suberogation is not morally forbidden because its surplus moral disvalue is negligible and that, in contrast, atrocious suberogation is not morally forbidden because, given that it is outside the choice of ordinary people, it lacks deontic status itself.

1. 序論

仮に、ビルで火災が発生し、中に一人の幼児が取り残されているとしよう。この火災を目撃した通行人 A が、消防団員でもなくその子の親でもないにもかかわらず、また安全が保障されていない（つまり A 自身が命を落とすかもしれない）にもかかわらず、危険を承知でビルに飛び込み、その幼児を助けに行くとしよう。この行為は、A にとって道徳的義務だとはいえない——たとえビルに飛び込まなくても、A が道徳的義務に違反したとまではいえないはずだ。けれども、A の行為は道徳的に中立なわけではなく、どちらかといえば望ましい。つまり、A の行為の道徳的性質は、望ましいが義務的ではないというものである。

「望ましいが義務的ではない」というのは、A の英雄的行為のような極めて例外的な行為にだけあてはまるわけではない。仮に、B が私財から 100 円を UNICEF に寄付するとしよう。仮に、B は制度として定められた税をすべて適切に納めており、またその税制度は道徳的にいて極端に問題のあるものではないとしよう。このとき、B には UNICEF に寄付をする義務あると考える人はそれほど多くないだろう——たとえ寄付をしなくても、B が道徳的義務に違反したとまではいえないはずだ。けれども、こうした寄付も、道徳的に中立的ではなく、どちらかといえば望ましいと考えるのが自然だ。B の寄付行為も、望ましいが義務的ではない行為の一種である。

A の英雄的な人命救助や、B による小さな寄付とは反対に、望ましくないが禁止はされない行為を考えることもできる。仮に、C の恋人は社会的マイノリティに属するとしよう。C は、その恋人と一緒にレストランで食事をしていたところ、見知らぬ人がその恋人に対して差別的な発言をしたとしよう。そして、C は、この差別的発言への報いとして、その発言をした人をその場で罵倒したとしよう。C の行為は、不正な行為に対して暴言で応じる点で、道徳的に望ましいものではないかもしれない。しかし、自分の恋人が受けた不正な行為へのとっさの応答として考えれば、C の行為が道徳的に禁止される行為（つまり道徳的義務への違反）だとまではいえないというのも、それほどおかしい考え方だとはいえない。

A や B の行為は、義務の要請を超えた（beyond the call of duty）行為——望ましいけれども義務的で

はない行為——であり¹、義務との対比で超義務 (supererogation) と呼ばれる² (Chisholm 1982; Heyd 1982; Mellema 1991; McNamara 2011; Archer 2018)。また、C の報復行為は、しないに越したことがない行為——望ましくないけれども禁止はされない行為——であり、しばしば亜義務 (suberogation) と呼ばれる (Driver 1992; McNamara 2011; Liberto 2012; Atkins & Nance 2015)。超義務や亜義務は、先にみた具体例のように、我々の日常にありふれている³。しかし、こうした身近さに反して、超義務や亜義務がもつ倫理的な特徴および特有の倫理学的問題について、本格的な倫理学的検討が始まったのはごく近年であり、理論的なコンセンサスはあまり得られてこなかった。そこで、本論文の第一の目的は、超義務や亜義務といった特殊な規範的ステータスにまつわる理論的問題を概観・整理することである。この議論を通して、超義務や亜義務という考え方が、一見したわかりやすさに反して実際には倫理学においては複雑な位置を占めることが明らかになる⁴。

第2節では、予備的議論として、超義務という現象を倫理学においてどのように理解できるかを確認する。第3節では、はじめに、超義務という考え方が直面せざるを得ない問題として「超義務のパラドックス」を導入する。そして、このパラドックスを解消する方法にどのようなものがあるかを列挙し検討する。第4節では、超義務のパラドックスの有望な解消方法を提案する。とくに、我々が「義務を超えた行為」として思い浮かべるものには実際には二つのサブタイプがあることを指摘し、そのサブタイプごとに超義務のパラドックスの解消方法が異なることを示す。第5節では、この見解をもとに、これまで十分に論じられてこなかった亜義務 (望ましくないが禁止されない行為) というカテゴリを分析する。この一連の議論を通して、超義務や亜義務といった考え方を倫理学理論のなかで表現する枠組みを与えるとともに、こうした考え方がもつ実践的な意義を明らかにしたい。

2. 予備的議論

第3節からは、超義務という考え方が直面せざるを得ない倫理的問題とその解決方策を詳しく論じていく。本節では、その予備的検討として、超義務というのがそもそもどのような現象であるかについて、有望な見解をひとつ提案する。

行為 ϕ が行為者 S にとって超義務的 (supererogatory) だというのは、 ϕ が S に課された義務の要請を超えた行為だということである。超義務の典型例は、前節でみた事例、つまり英雄的な人命救助やちょっとした寄付行為だろう。こうした行為は、道徳的に素晴らしいことではあるが、だからといって道徳的に

- 1 超義務をめぐる倫理学研究では、J・O・アームソンの論文 (Urmson 1958) が古典とされる。この論文では、ある種の卓越した行為をする人が聖人 (saints) や英雄 (heroes) と呼ばれ、その大部分が現在の超義務をめぐる議論に受け継がれている。ただし、アームソンが想定する聖人的行為や英雄的行為は、道徳的な善行だけでなく、たとえば、「 ϕ することをほとんどの人が諦めそうな逆境にあって、それでも ϕ する義務を果たすこと」のような道徳的善行とは無関係なものも含む。本論文を含む現代的な「超義務の倫理学」は、アームソンが扱った主題のうち一部を扱うにすぎない。
- 2 日本語の訳語については、超義務 (浅井・板井・大西 2007; 児玉 2020, p. 179) のほか、余分の務め (安藤 2017, p. 25) や余務 (森 2019, p. 229) などが見られ、必ずしもコンセンサスが得られていない。本論文では超義務という語を使う。第一に、この訳語は、「義務を超えた行為」は義務と関係するという自然な理解を反映する。第二に、近年の英語圏では、単純な supererogation だけでなく、隣接した suberogation や quasi-supererogation などの考え方も新たに検討されつつある。それらに一つ一つ新語を作ることかもしれないが、はじめから字義通りの訳語を使うほうが訳語に統一性が生まれ、今後のために有益ではないかと筆者らは考える。
- 3 近年では、ビジネス倫理学など一部の分野において、「明確に義務付けられた行為」や「明確に禁止された行為」以外にも倫理的に考慮すべき規範的性質があることが意識され、検討されつつある (Mazutis 2014)。超義務という主題がこうした実践的な意義をもつことを念頭におきながらも、本論文では、そのような応用倫理学的な議論そのものには深く立ち入らず、その予備的検討として規範倫理学的な議論に注力する。
- 4 超義務について哲学的に論じるにあたり、本論文では、「義務を超えた行為」についての我々の日常的直観にできるだけ忠実な理論を求める。もちろん、暴露 (debunking) によって我々の直観を修正したり、理論が部分的に反直観であることを甘受 (bullet-biting) したりすることが必要な状況があることを筆者らは否定しない。しかし、本論文ではこうした戦略をごく抑制的にのみ用いる。

義務的である (is morally obligatory) ——つまり道徳的に求められる (is morally required)⁵——とはいえない。たとえば、先の例において A が燃えるビルに飛び込まなかったり、B が UNICEF への寄付を躊躇したりしても、A や B が道徳的義務に違反したというのはあまりに要求過多 (too demanding) だろう。細かな論点を一旦わきにおけば、この「道徳的によい行為だが、義務だとはいえない」というのが、超義務という考え方が捉えようとする現象の中心にある⁶。

以後の議論のため、超義務をより明確な形で暫定的に特徴づけたい。超義務を形式的に論じた近年の研究として、スヴェン・ウヴェ・ハンソンの議論 (Hansson 2015) を参照し、細部を改変して、次のものを超義務の暫定的定義として採用する。

超義務 (supererogation) :

行為者 S と二つの行為 ϕ , ψ について、S が ϕ することは道徳的に義務的でもなければ禁止されもせず、S が ψ することは道徳的に義務的だとする。S が ψ することより S が ϕ することが道徳的に厳密によりよい場合、かつその場合に限り、S が ϕ することは (ψ することとの関係で) 道徳的に超義務的である⁷。

この暫定的定義について、以下の三つのことが指摘できる。いずれの特徴も、超義務についての我々の素朴な直観をうまく反映する。

第一に、超義務は、何らかの義務的行為との比較を通して理解される⁸。先の事例を使えば、燃えるビルに飛び込むことが超義務的だ (義務を超える) というとき、我々は超義務的でない義務的行為——たとえば 119 番通報をすること——を念頭において比較するのが通常ではないだろうか。とくに、先の操作的定義によれば、超義務的行為は義務的行為と比べて道徳的によりよい。これは超義務の「義務の要請を超える」という性質を反映する。たとえば、ビル火災に直面した通行人の行為として、119 番通報だけをするよりも、119 番通報をした上で命を顧みずにビルに飛び込むほうが、他の条件が等しいとき道徳的によりよいだろう。同じように、通常の税だけを納めるよりも、通常の税を納めた上でさらに私財を寄付するほうが、他の条件が等しいとき道徳的によりよいだろう⁹。

5 断りがない限り、本論文では「義務的である」と「求められる」を同義の術語として互換的に使う。名詞形である「義務」と「要求」も同様である。以後、本論文では「義務」等の表現を主に使う。義務については、本論文では日常的直観および倫理学での標準的理解を援用し、さしあたり「当該行為をしないことが、規範的に許されなかったり非難等の制裁の対象となったりすることで、行為者が規範的に拘束される」という性質を指すものと緩やかに理解しておく。義務や当為 (ought) のメタ倫理学的研究については Christman (2015) などを見よ。これに対して、行為者を規範的に拘束しない性質——「よい」や「望ましい」など——を、義務と対比して考える。註 17 もみよ。

6 本論文では道徳的超義務 (moral supererogation) のみを扱うが、ほかの超義務も考えられる。たとえば、美的超義務 (aesthetic supererogation) については Archer & Ware (2018) をみよ。表現を簡潔にするため、本論文では道徳的超義務を単に超義務と呼ぶことがある。同様に、道徳的義務を単に義務と呼ぶことがある。

7 超義務的行為を別の行為との比較によって理解する論者として、他には Portmore (2011, p. 131), Dorsey (2013, p. 356), Portmore (2019, p. 30) がいる。ただし、この考え方は、哲学者のあいだでコンセンサスだとはいえない。多くの哲学者は、超義務の中心的性質を「 ϕ するのは道徳的によいが、 ϕ しないのは道徳的に悪いとはいえない」というような、作為と不作為の規範的非対称性に求めてきた (Mellema 1991, p. 3; Heyd 1982, p. 115; McNamara 2011, p. 203)。

8 とくに、この暫定的定義によれば、ある行為が超義務的であるかどうかは行為者相対的に決まる。つまり、行為者 S にとって行為 ϕ が超義務的だとしても、別の行為者 T にとって ϕ は超義務的でないかもしれない。以下では、表記を簡潔にするため行為者相対性に言及しない場合があるが、その場合でも、本論文では行為の超義務性を行為者相対的に理解しているものとする。

9 「義務を超えた行為」について我々が日常的に語るとき、あるタイプに属する行為がカテゴリカルに義務を超えるなどと考えるより、より具体的で状況依存的な形で——どんな状況で誰がどのように当該行為をしたのかに応じて——「義務を超えた行為」を語るのが自然だろう。この想定のもと、本論文では、できるだけ状況依存的に記述された行為を取り上げて論じる。もしかすると、行為タイプのレベルで超義務を考えた場合には、本論文で取り上げたのとは異なる問題が生じるかもしれない (その可能性を指摘してくれた匿名査読者に感謝する)。議論の射程を限定するため、その可能性を本論文ではわきにおく。

第二に、先の暫定的定義は、超義務の倫理学的特徴を率直に表現する。倫理についての我々の日常的な考え方には、義務 (duty) を基礎としたものと価値 (value) を基礎としたものの少なくとも二つがあり、超義務はその両方に深くかかわる (Heyd 2019, § 1)。先の暫定的定義は、超義務を「義務的行為よりも価値的に優れた行為」として理解することで、超義務がもつ二面性をそのまま表現している。

第三に、先の暫定的定義は、超義務的な行為が実際にあるかどうかについて中立的であり、超義務は存在しないという考え方とさえ両立する。たとえば、道徳的価値の最大化を命じる見解 (標準的な功利主義など) を採用すると、先の操作的定義によれば、どんな行為も超義務的でなくなる——義務的行為とは道徳的価値を最大化する行為のことであって、それより道徳的に厳密によりよい行為というのが不可能だからである (Scheffler 1994, pp. 21-22; Vessel 2010, p. 299)。この意味で、先の定式化は、超義務的な行為があるとする立場にとって恣意的に有利ではなく、超義務というものの理解として一定の説得力があるといえる¹⁰。

超義務の定義を詳しく論じることは本論文の目的ではない。また、ほかの形で超義務を理解する可能性を網羅的に検討することも、本論文の範囲を超える。本節の検討を通して、「義務を超えた行為」の理解として先に示した暫定的定義がさしあたり説得的だと示されたので、これ以上は深入りせず、以下の議論ではこの暫定的定義を受け入れることにする。ただし、第3節でみるように、この暫定的定義にもとづくと、超義務という考え方はひとつの問題に直面する。

3. 超義務のパラドックス

3.1. 超義務のパラドックスの概要

超義務という考え方に対して、ひとつの疑問が投げかけられてきた。もし超義務的行為が道徳的によい行為なのであれば、なぜその行為をしないことが道徳的に許されるのだろうか。「ある〔道徳的に〕すばらしい行為が、他の義務的行為よりも道徳的によいにもかかわらず完全に任意である」 (Heyd 1982, p. 167) というのは、少なくとも一見したところ反直観的であり、説明を要するだろう。

細かな違いをわきにおけば、超義務を取り上げる哲学者の多くがこの問題を論じてきた (Raz 1975; Heyd 1982, § 8.2; Dorsey 2013; Archer 2018; Heyd 2019, § 3; Muñoz 2019, § 2)。本論文では、テリー・ホーガンとマーク・ティモンズに倣い、この問題を超義務のパラドックス (the paradox of supererogation) と呼ぶことにする (Horgan & Timmons 2010)。超義務のパラドックスについて、以下でみるように、さまざまな論者が解決策を提案してきた。けれども、各論者の見解が相互にどのような関係にあり、どのような利点ないし欠点を共有しているかは、あまり体系的に示されていない。本節および第4節では、超義務のパラドックスをめぐる議論を体系化し、最も有望な解決策を提案することを目指す。

議論を簡潔にするため、超義務のパラドックスを次のように整理したい。

超義務のパラドックス (the paradox of supererogation) :

以下の三つの主張は同時にすべて成立することができないため、超義務はトリレンマに陥る。

〈主張 1〉超義務的行為は、義務的行為よりも道徳的によい。

〈主張 2〉行為 ϕ が行為 ψ よりも道徳的によいならば、行為 ψ に代えて行為 ϕ をすることが道徳的に義務的である。

10 本論文では、超義務的な行為があるという日常的直観を前提して議論を進める。超義務的行為は一切存在しないとする立場 (たとえば一部の功利主義) は以後考慮しない。なお、功利主義を含む帰結主義について、より理論的に洗練させることで超義務を認める可能性——たとえば間接帰結主義の採用——は、Archer (2020) が検討している。

〈主張 3〉義務的行為に代えて超義務的行為をすることは、道徳的に義務的ではない。

三つの主張は、一見したところそれぞれ説得的にみえる。しかし三者はトリレンマを構成する。第一に、主張 1 と主張 2 がともに成立するならば、「義務的行為に代えて超義務的行為をすることが道徳的に義務的である」が成立し、主張 3 に反する。第二に、主張 1 と主張 3 が成立するならば、「超義務的行為は義務的行為よりも道徳的によいが、義務的行為に代えて超義務的行為をすることは道徳的に義務的ではない」が成立し、主張 2 に反する。第三に、主張 2 と主張 3 がともに成立するならば、「超義務的行為は、義務的行為よりも道徳的によいとはいえない」が成立し、主張 1 に反する。

第 2 節でみたように、主張 1 と主張 3 は、「義務を超えた行為」についての我々の自然な理解に照らして説得的である。こうした直観を尊重するならば、超義務のパラドックスは主張 2 を棄却することで解消するのが最も有望だろう¹¹。結論を先取りするならば、本論文でもこの解決を擁護する。ただし、主張 2 がどのように誤っているかを説明するのは、一見したほど容易ではない¹²。そこで第 4 節では、主張 2 が支持できないのは厳密にいつてなぜかを詳しく検討する。

その議論に先立ち、第 3 節の残りでは、主張 1 や主張 3 を棄却することで超義務のパラドックスを解消する試みがどのように頓挫するかを、簡単に検討する。

3.2. 主張 1 の否定——道徳的等価説

主張 1 は「超義務的行為は、義務的行為よりも道徳的によい」という主張である。もしこれが偽であれば、つまり超義務的行為は義務的行為に比べて道徳的によりよいわけではない——典型的には¹³、道徳的なよさが変わらない——のであれば、超義務のパラドックスを生み出すトリレンマは解消される。この見解を、超義務の道徳的等価説 (the moral indifference view) と呼ぶことにしよう。

道徳的等価説は、理論的には可能かもしれないが、超義務についての我々の自然な考え方に照らして説得性に欠ける¹⁴。仮に、通行人 A が、火災の最中にビルに飛び込んで人を助け出すという英雄的な行為をしたとしよう。これは超義務的行為の典型例である。別の通行人 A₁ は、119 番通報こそしたが、A のように自らビルに飛び込むことはしなかったとしよう。仮に、A₁ が「自分も A のように命を顧みずに行うべきだった」といって自分の行為を恥じているとしよう。このとき、我々がもし A₁ に声をかけるとすれば、

11 これが論点先取でないことに注意されたい。もし、第 2 節で導入した〈超義務の暫定的定義〉が主張 1 と主張 3 を含意するという理由で主張 2 を棄却していたならば、それは論点先取的だ。けれども、筆者らがここで主張 1 と主張 3 を支持する根拠は、〈超義務の暫定的定義〉ではなく、主張 1 と主張 3 が「義務を超えた行為」をめぐる我々の自然な直観に合うことである。〈超義務の暫定的定義〉を採用したことは、ここでいかなる議論上の役割も果たしていない。

12 一例として、行為 φ が義務的だとした場合、主張 2 は、義務的行為とは別の行為をすることが義務的である可能性を認めることになる。この含意はそもそも説得的でないという見方があるかもしれない(匿名査読者の指摘に感謝する)。ただし、異なる複数の行為が同時に義務的である可能性をあらかじめ排除するのは、真正の道徳的ジレンマ (McConnell 2022 : cf. Williams 1965) など一部の論争的な主題について特定の立場を原理的に採用不可能にするような、強い想定であるように思われる。本論文では、より穏当な想定として、義務的行為が複数ある可能性をさしあたり否定しない。この想定は是非を詳しく論じることは本論文の目的を超えるため、以後この問題はわきにおいて、超義務に特有の論点に焦点を絞って主張 2 を批判的に検討したい。

13 厳密に言えば、主張 1 を否定する可能性は他にもある。たとえば、超義務的行為が義務的行為よりも道徳的に悪い場合や、超義務的行為と義務的行為で道徳的なよさが比較できない場合にも、主張 1 は否定される。また、行為には「よさ」を帰属できないとする見解も、主張 1 と両立しないという意味で、これを否定することになる。しかし、どれも「義務を超えた行為」についての我々の日常的直観——道徳的にいつて、何らかの義務的行為よりも優れている——に反するように思われる。

14 この立場を明確にとる哲学者はほとんどおらず、例外は Dancy (1993) である。彼は、超義務的行為が行為者自身にもたらすコストを道徳的に加重し、その加重を考慮すれば超義務的行為は義務的行為と道徳的に等価になる——それどころか義務的行為よりも道徳的に劣りうる——と論じる。なお、Dreier (2004) や Horgan & Timmon (2010) の立場も、道徳的等価説に関連するよう見えるが、実際には異なる。かれらは超義務的行為が義務的行為と道徳的に等価だと主張しているわけではなく、超義務的行為が義務的行為より道徳的によいことを認めつつ、この道徳的価値の差が道徳的義務を生み出すとは限らないとするものだ。これは道徳的理由不足説にあたる (4.2 節をみよ)。

どのように言うだろうか。おそらく、「あなたの行為と A の行為は道徳的に等価なので、自分の行為を恥じる必要はない」とは言わないだろう。A₁ の行為より A の行為のほうが道徳的によいことは所与として、「あなたの行為も十分によい」とか「道徳的に完璧な行為をする必要はない」などと言うほうが、この状況における応答としてより自然だろう。

3.3. 主張 3 の否定——総合的免責説

主張 3 は「義務的行為に代えて超義務的行為をすることは、道徳的に義務的ではない」という主張である。もしこれが偽であれば、つまり超義務的行為を選ぶことが道徳的に義務的ならば、超義務のパラドックスを生み出すトリレンマは解消される。典型的な考え方はこうである。超義務的行為は、義務的行為よりも道徳的によいという理由で、道徳的にはたしかに義務的だ。しかし、行為者がすべき行為を決める上での考慮事項は道徳だけではなく、他の価値も考慮事項となるため、超義務的行為はすべてを考慮して (all things considered) 義務的だとは限らない¹⁵。この見解を、超義務の総合的免責説 (the overall exemption view) と呼ぶことにしよう。

道徳的等価説とは異なり、総合的免責説は、超義務を論じる哲学者のあいだで一定の支持を得てきた (Wolf 1982 ; Portmore 2011, §5.3 ; Dorsey 2013)。とりわけ、超義務のなかには、通行人 A が命をかけてビル火災から人を救う事例のように多大な自己犠牲を伴うものがある¹⁶。このような場合、たとえ超義務的行為が道徳的に極めて望ましくても、求められる自己犠牲があまりに大きいことを理由として、それをしないことがすべてを考慮して許容されるというのは説得的かもしれない (Benn 2018)。

しかし、総合的免責説にも問題がある。第一に、道徳的等価説と同じく、総合的免責説も直観に反する。我々が「義務を超えた行為」として考えるのは、道徳的には義務的なのだが他の考慮事項のおかげで免除される行為ではなく、道徳的に考えてさえ義務的でない行為ではないだろうか。たとえば、自分の命を顧みずにビル火災現場に飛び込んで人を救うことは、道徳的には義務的なのだが犠牲が大きすぎるので免除されるというより、道徳的に考えてさえ義務的でないというほうが、超義務をめぐる我々の素朴な直観によりうまく適合するように思われる。とくに、我々は、そのように英雄的に行為しなかった人に対して、「あなたの不作為はすべてを考慮した義務には反していないが、道徳的な義務には反している」といって限定的に義務違反を主張することすらしないのではないか¹⁷。

第二に、私財を少しだけ慈善団体に寄付することなど、超義務的行為に伴うコストが極めて小さい場合を考えよう¹⁸。十分に多くの収入を得ている人が、(制度化された税を納めた上で¹⁹) 慈善団体に 100 円を寄付するというのは、小規模ではあるが超義務的行為の典型例である。しかし、このことは、総合的免責説

15 言い換えれば、総合的免責説は、規範にはさまざまな領域 (domain) があることに着目して、超義務的行為が (道徳以外の領域はともかく) 道徳という領域に限ってさえ義務的だという主張を守ろうとするものである。以下でみる第一の反論は、この点に正面から反論する。つまり、道徳的に超義務的な行為の任意性は道徳という領域の内部で説明すべきであって、道徳的に超義務的な行為は道徳的にさえ義務的でないのではないかという反論である。

16 4.1 節では、超義務のうちこのサブタイプを英雄型超義務 (heroic supererogation) と呼ぶ。

17 より自然な主張はこうだろう——英雄的に行為することは道徳的に望ましいが、そうすることが道徳的に義務的だとはいえない。もしかすると、道徳的に望ましい行為をしないことについて、行為者はさしあたり (prima facie) 説明責任を負うかもしれない。そして、行為者の犠牲が十分に大きいなどの理由で道徳的に望ましい行為をしないことが許されるかもしれない一方で、当該行為者がそれについて何も遺憾に思っていないければ、そのことは非難に値するかもしれない。行為の超義務性と非難の関係についての詳細な議論には深入りしない。重要なのは、このような状況に直面して、我々は、当該行為者が道徳的義務に違反したとは普通は言わないだろうということだ。この点を明確にする必要性を示唆してくれた匿名査読者に感謝する。

18 4.1 節では、超義務のうちこのサブタイプを慈恵型超義務 (benevolent supererogation) と呼ぶ。

19 議論のため、ここでは制度化された税を納めることがちょうど道徳的に義務的だと考えている。この点への異論を考えることもできる。たとえば、効果的利他主義を支持する人々は、もっと多く寄付することを道徳的義務だと考えるかもしれない (この点を指摘してくれた竹下昌志氏に感謝する)。道徳的義務の内容にかんするこうした主張は、本論文の議論を左右しないので、これ以上は深入りしない。

ではうまく説明できないように思われる。総合的免責説によれば、この裕福な人が100円を寄付することは、道徳的には義務的だが、「道徳以外の考慮事項」があるため、すべてを考慮して任意だということになるはずだ。けれども、これだけ裕福な人が100円を寄付しなくてよいとする「道徳以外の考慮事項」があるというのは考えにくいのではないか。

第三に、火災時の人命救助の事例を思い出してほしい²⁰。総合的免責説によれば、英雄的な人命救助が道徳的に任意なのは、そうした超義務的行為を支持する道徳的理由が他の理由によって凌駕されるからである。このとき、超義務的行為は、道徳的にはともかく、すべてを考慮して二番手以下の（suboptimal）行為だということになる。しかし、英雄的な人命救助が義務的でないというとき、我々が言いたいのは、英雄的にふるまった人にはすべてを考慮すると他にもっとすべきことがあった——すべてを考慮して最善でない判断をした——ということではないはずだ²¹。

こうして、「義務を超えた行為」についての我々の自然な理解を尊重する限り、道徳的等価説も総合的免責説も有望ではない。また、主張1と主張3はそれぞれ「義務を超えた行為」についての我々の直観によく合う立場であり、否定するのは簡単ではない。そのため、超義務のパラドックスを解消する上で否定すべきなのは主張2だと考えられる。

4. 超義務のパラドックスの解消

主張2は、「ある行為が別の行為よりも道徳的によいならば、よいほうの行為を選ぶことが道徳的に義務的だ」という主張である。もしこれが偽であれば、つまりよいほうの行為を選ぶことが道徳的に義務的でない可能性が残るなら、トリレンマは解消され、超義務のパラドックスも解消される。

4.1. 超義務のサブタイプ

義務的行為よりも道徳的によい行為が、それにもかかわらず道徳的に任意だというのは、どうして生じるのか。この議論をするにあたって、超義務のなかに異なる複数のサブタイプがあることに注意すべきである。4.2節と4.3節でそれぞれみるように、主張2がどうして成立しないかは、そのサブタイプごとに異なるのだ。

超義務にさまざまな形があることは、「義務を超えた行為」をめぐる倫理的議論においてしばしば指摘されてきた（Urmsen 1958；Heyd 1982, ch. 7）。超義務の分類を検討することそのものは本論文の目的でないが、以後の議論と「義務を超えた行為」の理解に資する限りで、ここでは次の二つのサブタイプを提案したい。

第一に、超義務的行為には、極めて英雄的・自己犠牲的なものがある。たとえば、ビル火災の現場に居合わせた通行人Aが、自らの命を顧みずビルに飛び込んで人を救うのは、この種の超義務的行為の典型例である。これを英雄型超義務（heroic supererogation）と呼ぶことにする。英雄型超義務の特徴として、

20 第三の批判は、超義務的行為の一部にのみあてはまる。超義務的行為を支持する道徳的理由が他の理由によって凌駕されるのではなく、両者が同じくらい強いことによって超義務的行為が義務的でなくなっている場合には、この批判は成立しない。この点を指摘してくれた匿名査読者に感謝する。

21 英雄的行為が「最善でない判断」となることはありうる。たとえば、炎が激しく、消防隊が間近まで来ているような状況で、肺に持病のある人が自ら建物に飛び込んで人命救助を試みるのは、（仮に英雄的だとしても）すべてを考慮して最善の判断でないかもしれない。しかし、これは超義務的行為が超義務的だという点で義務的でないこと——超義務という規範的性質に特有の任意性——を説明できない。仮に、先の事例とは対照的に、炎が激しくなく、消防隊がすぐに到着できない状況で、肺機能の強い人が建物に飛び込むことを考えよう。我々は、こうした英雄的行為がすべてを考慮して最善の判断かどうかを問わず、これを義務的でないと考えることができる。超義務的行為が義務的でないことを適切に説明するには、この二つの事例をどちらも説明できなければならない。

コストが極めて大きいこと、超義務的行為の道徳的なよさが極めて大きいこと、(他の条件が適切ならば) 極めて大きな道徳的称賛の対象となることなどが挙げられる。

第二に、超義務的行為には、英雄型超義務よりもささやかなものがある。私財からわずかの金額を UNICEF に寄付をすることは、この種の超義務の典型例である。これを慈恵型超義務 (benevolent supererogation) と呼ぶことにする。英雄型超義務と比べて、慈恵型超義務は、コストが小さく、道徳的なよさはそれほど大きくなく、また道徳的称賛の程度もそれほど大きいとはいえない。けれども、我々はこうした小さな行為であっても「義務を超えた行為」だと考えるはずだ。

英雄型と慈恵型は、コストの大きさや道徳的価値の大きさによって区別される。そのため、両者の違いは原理的には程度の問題であり、また現実には区別が難しい事例もある。たとえば、慈善団体に 100 円を寄付することが明らかに慈恵型超義務にあたるのに対して、5 兆円を寄付するとなれば (コストの大きさと道徳的価値の大きさを考えれば) 英雄型超義務だと考える余地があるかもしれない²²。ただし、議論をわかりやすくするため、以下ではこの問題には深入りせず、典型的な英雄的行為と典型的な「小さな親切」を想定して話を進めることにする²³。

4.2. 慈恵型超義務はなぜ任意なのか

慈恵型超義務から検討しよう。ある義務的行為 (たとえば、制度的に定められた復興特別所得税を納めること) を考え、これを ψ_1 と呼ぼう。これに対して、 ψ_1 よりほんの少しだけ道徳的によい行為 (たとえば、復興特別所得税を納めた上でさらに大地震の被災地に私財から 1,000 円を寄付すること) を考え、これを ϕ_1 と呼ぼう。通常の場合であれば、 ψ_1 をするよりも ϕ_1 をするほうが、わずかの差とはいえ道徳的に望ましい。それにもかかわらず、 ϕ_1 ではなく ψ_1 を選ぶことが道徳的に許容される。それはなぜだろうか。

ひとつの考え方はこうだ。たしかに、他の状況が適切ならば、 ψ_1 ではなく ϕ_1 をすることを支持する道徳的理由があるかもしれない。しかし、この道徳的理由は、 ψ_1 ではなく ϕ_1 を選ぶことを行為者に義務として課す——行為者の選択を拘束する——ほどの強い理由ではない。一般に、たとえ義務的行為ではなく超義務的行為をする道徳的理由があっても、その道徳的理由は義務的行為ではなく超義務的行為をすることを道徳的な義務として課すほど十分に強くはないことがあり、その場合、超義務的行為ではなく義務的行為をすることが道徳的に許容される (Dreier 2004 ; Horgan & Timmons 2010 ; Muñoz 2019, p. 702)。この見解を、超義務の道徳的理由不足説 (the insufficient moral reason view) と呼ぼう²⁴。

22 寄付については、慈恵型・英雄型のどちらにあたるかが論争的な事例を考えやすいだろう。100 円の寄付が慈恵型超義務であり 5 兆円の寄付が英雄型超義務だとすると、1 億円ではどうか、もしそれが英雄型超義務ならば 100 万円ではどうか、等々である。寄付者の性質に着目しても同様だ。月収 5,000 万円の大富豪が 1 万円を寄付するのが慈善型超義務で、月収 20 万円の人が 1 万円を寄付するのは英雄型超義務だとすれば、月収 50 万円の人はどうか、等々である。本稿の目的は、超義務の規範的性質を明らかにすることなので、こうした境界事例の分別という問題には深入りせず、理念型として超義務の二つのタイプを提案・検討するにとどめる。この点を明確化する必要性を示してくれた匿名査読者に感謝する。もしかすると、境界事例にあたる超義務的行為は、両タイプの規範的性質をそれぞれ弱い形でもつ——道徳的理由がやや弱く、かつ行為者にとって真剣に選びにくい選択肢である——かもしれない。本稿の議論は、こうしたさらなる可能性を検討する準備として位置付けられる。

23 ウォルター・シノット＝アームストロングは、完全義務 (perfect duty) を超える行為と不完全義務 (imperfect duty) を超える行為のあいだの規範的な違いを検討している (Sinnott-Armstrong 2005)。彼は、不完全義務を超える行為のみが本来の意味での超義務だと主張し、完全義務を超えるが不完全義務の充足には至らない行為を「超完全義務 (superperfecterogation)」と呼んでいる。ただし、彼の提案は、超義務をめぐる哲学的議論でほとんど省みられてこなかった (例外は Portmore [2019, ch. 4] である)。なお、超義務と不完全義務の関係については蓄積がある (Baron 1987 ; Hill 1992, ch. 8) が、本論文の目的と必ずしも関係しないので、深入りしない。

24 ダグラス・ポートモアは、実質的に同様の見解を、道徳的理由が道徳的要求 (moral requirement) を生み出すほど強い道徳的要求力 (moral requiring strength) をもたないと表現する (Portmore 2011, pp. 134–35)。道徳的理由とそれが有する道徳的要求力とは厳密には異なるため、ポートモアの用語法がより厳密で精確である。ただし、この点は本論文の議論の実質に影響しないことから、ここではよりシンプルな「道徳的理由不足説」という名前を使うことにする。

道徳的理由不足説は、決してアド・ホックな主張ではなく、道徳的理由をめぐる倫理的な蓄積に照らしてむしろ有望である。一般に、 ψ より ϕ を選ぶ道徳的理由があるとしても、 ψ ではなく ϕ を選ぶことが道徳的に義務的だとは限らない。なぜなら、「 ϕ をする道徳的理由」のなかには、 ϕ をする道徳的義務を生み出すものだけでなく、単に ϕ をすることが道徳的に魅力的だ（好ましい）と表現するだけのものがあるからである（Dancy 2004；Gert 2007）。同じことが慈恵型超義務にもあてはまる。たしかに、慈恵型超義務的行為は、対応する義務的行為よりも道徳的によく、それゆえそちらを選ぶ道徳的理由があるかもしれない。しかし、この理由は単に「慈恵型超義務的行為をするのが好ましい」ということを表現するにすぎず、道徳的義務を生み出すほどではない。いわば、慈恵型超義務は、義務と比べて追加の道徳的価値があまりに小さいので、道徳的に義務とするほどではないということだ²⁵。

こうして、道徳的理由不足説は、慈恵型超義務が道徳的に任意である理由を説明できるかもしれない。ただし、この立場はすべての超義務に適用できるわけではない。4.3節でみるように、英雄型超義務が道徳的に義務的でない理由は、道徳的理由不足説ではうまく説明できない²⁶。人命救助など英雄型超義務にあたる行為は、対応する義務的行為に比べて道徳的価値が極めて大きいように思われ、義務的行為ではなく英雄型超義務的行為をする道徳的理由が行為者の選択を拘束しないほど弱い理由だというのは考えにくい。それどころか、義務的行為ではなく英雄型超義務的行為を選ぶ理由を、両者の道徳的価値の差の大きさだけによって考えるなら、後者を選ぶ理由はむしろ極めて強いのではないか（Archer 2018）。

4.3. 英雄型超義務はなぜ任意なのか

それでは、英雄型超義務にあたる行為は、どうして義務的行為よりも道徳的によいにもかかわらず道徳的に任意なのか。とりわけ、英雄的超義務が道徳的に任意であることを、道徳以外の観点から（3.3節の総合的免責説をみよ）ではなく、あくまで道徳という領域の内部で説明することはできるだろうか。

重要なのは、英雄型超義務が義務的でないと厳密にはどういうことかだ。これを明らかにするため、まず次の立場を考えよう（Portmore 2019, §2.1）。

行為が義務論的地位をもつ条件

行為 ϕ が、行為者 S にとって採用可能な行為の選択肢に含まれないとき、「 S が ϕ すること」は義務論的地位（deontic status）をもたない。

行為の義務論的地位とは、典型的には、義務（obligatory）・禁止（forbidden）・任意（permissible）の三者を指す。ある行為が義務論的地位をもたないとは、その行為が義務や禁止や任意といった性質をもたないことをいう²⁷。とくに、ある行為者の選択肢に含まれない行為は、通常の意味で任意なのではなく、任意だという義務論的地位すらもたない。この点を明らかにするため、「地球に隕石が衝突するのを防ぐ」

25 行為の道徳的価値の大きさを、行為者や行為タイプを跨いで比較することには、それ自体でさまざまな課題がある。本論文では、こうした価値の比較可能性についての一般的論点に深入りしない。なお、超義務の定式化から明らかなように、価値の比較可能性は超義務をめぐるあらゆる主張で前提されており、ここで挙げた道徳的理由不足説に特有の問題ではない。

26 もしかすると、超義務的行為の道徳的価値とその行為をする道徳的理由の関係について、慈恵型超義務だけでなく英雄型超義務にも適用可能な「関数」を同定できるかもしれない。とくに、たとえ義務的行為と英雄型超義務的行為の道徳的価値の差が極めて大きくても、両者をそれぞれ支持する道徳的理由の差が小さいという可能性があり、その場合には、英雄型超義務の任意性は、道徳的理由不足説によって説明できるかもしれない。著者らはその可能性を否定しない（この可能性を示してくれた井上彰氏に感謝する）。ただし、その場合には、英雄型超義務的行為においてなぜ大きな道徳的価値が大きな道徳的理由に結びつかないのかを説明する理論が必要になる——さしあたり、道徳的価値が大きければ大きいほど、道徳的理由も大きくなると考えるほうが直観適合的だ。4.3節では、そうした理由を与えることを試みている。

27 つまり、「行為が義務論的地位をもつ条件」は、標準義務論理（standard deontic logic）の範囲を超える主張である。

という行為を考えよう (Portmore 2019, p. 50)。明らかに、隕石衝突を防ぐことは私にとって義務的ではないし、また禁止されるとも考えにくい。それでは、隕石衝突を防ぐのは私にとって任意なのだろうか。隕石衝突回避は私が選んでできる行為ではないため、それを任意だ——することもしないことも義務的でない——というのは不自然だ (少なくとも、するかどうかを私が選べる行為と同じように「任意」だというのは自然でないように思われる)。隕石の衝突を防ぐという行為は、私にとって義務・禁止・任意のいずれにもそぐわないのだ。このような場合、地球に隕石が衝突するのを私が防ぐという行為は義務論的地位をもたないと考えることができる。

これにもとづいて、英雄型超義務が義務的でないとはどういうことかを再検討しよう。改めて、英雄型超義務の典型的な事例、つまりビル火災に直面した通行人 A が命を顧みずにビルに飛び込んで人命を救うという事例を考えよう。我々のほとんどは、そうした事例に直面しても、A のように勇敢に行動することはできない——物理的には可能かもしれないが、勇気のなさや死の恐怖などによって行為ができなくなっている²⁸。だからこそ我々は A の勇敢さと行動力を讃えるのではないか。このことは、他の英雄的超義務にもあてはまるように思われる。そうだとすれば、英雄的超義務は多くの人にとって選択不可能な行為である。つまり次のことが成り立つ。

超義務の選択肢範囲外説 (the non-option view) :

行為 ϕ が、行為者 S にとって英雄的超義務にあたるとき、 ϕ は、S にとって採用可能な行為の選択肢に含まれない。

選択肢範囲外説と、先の〈行為が義務論的地位をもつ条件〉を組み合わせると、次のようになる——英雄的超義務は、当該行為者にとって採用可能な行為の選択肢に含まれず、したがって義務論的地位をもたない。とくに、英雄的超義務は、通常の意味で任意ではなく、任意だという義務論的地位すらもたない。

選択肢範囲外説は、一見すると突飛に見えるかもしれないが、英雄型超義務にまつわる実際の経験と比べるとむしろ自然である。英雄型超義務をめぐる興味深い論点のひとつは、それをしていない人には「義務を超える行為」だと映るのに、実際に英雄的に振る舞った人はその行為を義務的であるかのように感じるという点だ (Archer & Ridge 2015)。ビルに飛び込んだ通行人 A は、どうしてそんな英雄的行為ができたかと尋ねられれば、「そうしなければならなかった」と答えるかもしれない²⁹。A の主観的な感じ方としては、命を顧みずにビルに飛び込むことは選択肢の範囲にある。そのため、A の経験に留まる限り、A が命を顧みずにビルに飛び込むことには義務論的地位がある——そしてその行為は義務的である。だか

28 ある行為ができないということの複数の意味について、ここで強調する必要性を指摘してくれた高橋礼氏および匿名査読者に感謝する。もしかすると、行為ができない原因によって重要な違いが生じるかもしれない。たとえば、隕石衝突回避のような行為はしようとしてもできないのに対して、英雄的な行為や後述する著しく悪い行為はしようと思ったならばできる²⁸ので、両者には違いがあると考える人がいるかもしれない (ただし、バーナード・ウィリアムズはこの違いにすら懐疑的である [Williams 1981, 129–30])。この点は匿名査読者の指摘による。ただし、目下の議論で重要なのは、当該行為者が当該行為をできない原因が何であれ、その行為者にとってその行為が選択肢に入らないという点である。この点は、物理的にできない行為と英雄的な行為に共通である。両者に違いがあるとすれば、そうした選択肢の外にある行為を新たに選択肢に入れることが問題となる場合だろう。たとえば、英雄的な行為をしようと思える人になる——つまり勇敢になる——ことは、難しいかもしれないが想像はでき、またそのような変化は道徳的に望ましいかもしれない (註 36 をみよ)。これに対して、隕石を止めようと思える人になるというのは想像すら難しく、道徳的な望ましきも理解しにくい。

29 少なくとも、英雄的行為をした人がインタビューに対してはそうのように答えるのを、我々はニュースでしばしば目にする。たとえば、2007 年にニューヨーク地下鉄の駅でてんかん発作のため線路に落ちた人を助けた男性は、「特別なことをしたとは思っていない」、「ただ正しいと感じたことをしただけだ」とコメントしている (<https://www.nytimes.com/2007/01/03/nyregion/03life.html>; 2023 年 8 月 26 日閲覧)。

らこそ、A が実際にそう感じたとしても、我々はそれを奇妙だとは思わないのではないか³⁰。他方で、A の英雄的行為を目撃した大多数の人々にとっては、命を顧みずにビルに飛び込むことは選択肢の範囲にない。そのため、こうした人々の経験に留まる限り、こうした人々が命を顧みずにビルに飛び込むことには義務論的地位がない。だからこそ、かれらが実際にその行為を「義務を超える行為」だと感じたとしても、我々はそれを奇妙だとは思わないのではないか。こうして、選択肢範囲外説は、英雄的行為の義務論的地位を、それをした人の経験としなかった人の経験にそれぞれ忠実な形で論じることができる。

次のような反論があるかもしれない。誰かが英雄型超義務的行為をした場合、英雄的行為は実際になされたのだから、その行為は当該行為者の選択肢の範囲にあり、上の考え方に照らして義務論的地位をもつことになるのではないか。

この反論に答えるにあたり、英雄的行為が誰の選択肢の範囲にあるかを考えよう。仮に、二人の通行人 X と Y がビル火災に直面し、人が取り残されていることを知ったとしよう。X はとっさにビルに飛び込み、Y はそうしなかったとしよう。このとき、ビルに飛び込むという行為は、X の選択肢の範囲にあり、したがって X がビルに飛び込むことは義務論的地位をもつ——具体的には義務的である。それに対して、この行為は Y の選択肢の範囲になく、したがって Y がビルに飛び込むことは義務論的地位をもたない。このことは、先にみた英雄的行為をめぐる日常的経験とも合う。

こうして、超義務の二つのサブタイプがそれぞれ道徳的に義務的でない理由が明らかになったはずだ。慈恵型超義務は、義務と比べた道徳的価値の差があまりに小さいので、道徳的拘束力をもたず、慈恵型超義務的行為をすることは行為者にとって任意である。英雄型超義務は、義務と比べた道徳的価値の差が大きい反面、行為者にとってまともな選択肢の範囲になく、英雄型超義務的行為をすることは行為者にとって義務的か任意かを考えることがそもそもできない。

5. 亜義務の理論

前節までで、超義務的行為がその道徳的なよさに反して道徳的に義務的でないのはなぜかを説明してきた。具体的には、超義務には二つのサブタイプがあることを示した上で、両者が別の理由によって「望ましいが義務的でない」という規範的性質をもつことを示してきた。慈恵型超義務が義務的でないのは、それと義務的行為との違いがあまりに瑣末だから（いわば追加の道徳的価値が小さすぎるから）である。英雄型超義務が道徳的に義務的でないのは、それがあまりに道徳的価値の大きな行為であり行為者にとって有効な選択肢でないからである。

本節では、この見解をもとにして、超義務の鏡像にあたる規範的性質、つまり亜義務の理解を進展させたい。

5.1. 亜義務とそのサブタイプ

行為 ϕ が行為者 S にとって亜義務的（suberogatory）だというのは、日常的な言い方では、 ϕ は S にとって「しないに越したことがない」行為だということである。亜義務の典型例は、序論でみた C の事例、つまり自分や身近な人をかばう報復行為だろう。こうした行為は、道徳的に望ましくないが、だからといっ

30 端的に言えば、ビルに飛び込むことは A の選択肢の範囲内にあるのだから、A がビルに飛び込むことは義務的だということになる。それでは、ビルに飛び込まなかった周囲の人々もまた、「(自分がビルに飛び込むことは超義務的だが) A がビルに飛び込むことは義務的だ」と考えるべきだろうか。一見すると、これは独善的に思われ、それゆえ直観に反すると考える人がいるかもしれない。著者らはこの懸念を正当なものだと考える(この点を指摘してくれた高橋礼氏に感謝する)。ただし、これを、英雄的に行爲した人に対する称賛の問題と混同してはならない。たとえビルに飛び込むことが A にとっては義務的だとしても、そのことは、周囲の人々が A を称賛することをなんら妨げない。

て道徳的に禁止するほどではないように思われる。先の例では、パートナーが差別的侮辱を受けたとき、Cはその場で報復するのを我慢できたならば道徳的によかったかもしれない。しかし、仮にCがその場で報復したとして、それでCが道徳的義務に違反したというのは要求過多 (too demanding) だろう³¹。細かな論点を一旦わきにおけば、この「道徳的に望ましくない行為だが、禁止されるとはいえない」というのが、亜義務という考え方が捉えようとする現象の中心にある (Driver 1992; Zimmerman 1996; McNamara 2011)。

まず、超義務に倣って、亜義務を次のように特徴づける。

亜義務 (suberogation) :

行為者 S と二つの行為 ϕ , ψ について、S が ϕ することは道徳的に義務的でもなければ禁止されもせず、S が ψ することは道徳的に義務的だとする。S が ψ することより S が ϕ することが道徳的に厳密により悪い場合、かつその場合に限り、S が ϕ することは (ψ することとの関係で) 道徳的な亜義務にあたる。

超義務と同じように、亜義務にも二つのサブタイプがある。第一のサブタイプは、慈恵型超義務に対応する。慈恵型超義務は、いわば「小さな親切」であり、望ましいけれども道徳的に義務とするほどではない行為であった。そのちょうど反対にあたる性質として、望ましくないけれども道徳的に禁止するほどでもない行為が考えられる。これを非行型亜義務 (delinquent suberogation) と呼ぶことにする³²。

非行型亜義務 (delinquent suberogation) :

行為者 S と三つの行為 ϕ , ψ , χ について、S が ϕ することは道徳的に義務的でもなければ禁止されもせず、S が ψ することは道徳的に義務的であり、S が χ することは道徳的に禁止されとする。S が ϕ することが (ψ や χ することとの関係で) 道徳的な非行型亜義務にあたるのは、次の条件をすべて満たす場合、かつその場合に限る。

1. S が ψ することより S が ϕ することが道徳的に厳密により悪い。
2. S が χ することより S が ϕ することが道徳的に厳密によりよい。

先述の C の報復行為は、非行型亜義務の一例である。非行型亜義務の主な特徴は、ある道徳的に禁止された行為に比べて道徳的に「マシ」であることだ。たとえば、差別的侮辱をした人に対して C がその場で報復的に罵倒することは、C がその人を殺害することに比べて「マシ」である。殺人が禁止され、罵倒がそれ自体では禁止されないとすれば、C による罵倒は、道徳的に望ましくないけれども禁止されない行為の一種だと考えられる。これが非行型亜義務の概要である。

しかし、「望ましくないが禁止されない行為」は非行型亜義務だけでない。亜義務の第二のサブタイプは、英雄型超義務のちょうど反対、つまり道徳的な悪さがあまりに大きいために行為者にとって有効な選択肢でない行為である。以下では、これを極悪型亜義務 (atrocious suberogation) と呼ぶことにする。

31 「義務を超えた行為」と同様に、「しないに越したことがない行為」について我々が語る際にも、行為タイプではなく具体的に状況依存的に記述された行為が念頭におかれることが多いように思われる (註9をみよ)。後にみる極悪型亜義務については、ジェノサイドなど一部の行為タイプがカテゴリー的に亜義務にあてはまる可能性があり、また簡潔のためにそのように書くことがある。ただし、その場合でも、状況依存的に当該行為の亜義務性を考えていると想定し、行為タイプ自体が亜義務的である場合に特有の論点を検討するのは別日の課題とする。

32 非行型亜義務を加害 (offence) と呼ぶ論者もある (Chisholm 1982; Mellema 1991, ch. 8)。

極悪型亜義務 (atrocious suberogation) :

行為者 S と二つの行為 ϕ , χ について、S が ϕ することは道徳的に義務的でもなければ禁止されもせず、S が χ することは道徳的に禁止されるとする。S が χ することより S が ϕ することが道徳的に厳密により悪い場合、かつその場合に限り、S が ϕ することは (χ することとの関係で) 道徳的な極悪型亜義務にあたる³³。

極悪型亜義務の例として、歴史上最も悪名高いのは、たとえば「ユダヤ人を 600 万人集めて殺す」という行為である。この行為は、ごく一部の人々を除けば、我々にとってまともな選択肢に入る行為ではない。我々のほとんどは、ジェノサイドが重大な道徳的不正であり、そのような行為は道徳的に極めて悪いと考えるだろう。しかし、我々がそれをしないのは、ジェノサイドが道徳的に禁止されているから——もし禁止されていなければ選択肢として考慮に入れるかもしれない——ではなく、道徳的にあまりに悪すぎるので「そもそもしようと思わない」からではないだろうか³⁴。この「そもそもしようと思わない」、つまり行為の選択肢に初めから入っていないというのが、極悪型亜義務の主な特徴であり、英雄型超義務と対をなす点である。

重要な点として、ある行為が極悪型亜義務にあたるかどうかは、問題となる行為者に相対的に決まる（この点は超義務や非行型亜義務も同様である）。たとえば、我々のほとんどはジェノサイドをまともな選択肢として考えないのに対して、ネオナチの人々は選択肢として考えるかもしれない。この場合、ネオナチの人々にとって、ジェノサイドは極悪型亜義務——禁止されない——ではなく、端的に道徳的に禁止される行為である。このことは、ジェノサイドを単純に道徳的に禁止する立場よりも、我々の日常の見解に適合するように思われる。我々は、通常の生活において、ジェノサイドが道徳的に禁止されるとわざわざ考えたり言ったりしない³⁵。紛争やヘイトスピーチについて見聞きし、ジェノサイドを実際にしかねない人に直面した場合に、はじめてそのような考えたり言ったりするはずだ。これを亜義務の理論に反映するためには、ジェノサイドを単純に「道徳的に強く禁止される行為」とみなすよりも、上のように極悪型亜義務として理解するほうが、より説得的だと思われる。

5.2. 亜義務の規範的性質

超義務にまつわるパラドックス（道徳的によい行為が、なぜ道徳的にすら義務的でないのかという問題）があったように、亜義務にも同種のパラドックスがある。道徳的に悪い行為が、なぜ道徳的にすら禁止されないのだろうか。第4節で、著者らは、超義務のパラドックスに対して、超義務の二つのサブクラス——慈恵型と英雄型——にそれぞれ相応しい解決を与えた。これをもとに、亜義務のパラドックスについても、二つのサブクラス——非行型と極悪型——にそれぞれ相応しい解決を与えることができる。

33 これが上の亜義務の定式化を外れているように見えるかもしれないが、それは正しくない。そのことを示すために、極悪型亜義務が成立する条件として、「行為 ψ について、S が ψ することは道徳的に義務的であり、S が ψ することより S が ϕ することが道徳的に厳密により悪い」を追加してもよい。しかし、この条件は余剰である。なぜなら、 ϕ が道徳的に禁止された行為 (χ) より道徳的に悪いならば、 ϕ は道徳的に義務的な行為よりも悪いはずだからである。

34 ここで考えている「そもそもしようと思わない」行為は、バーナード・ウィリアムズがいう「考えられない」(unthinkable) 行為をいう。これは、文字通り端的にできないことと対比した「性格上の理由による不能性」(incapacities of character)、つまりある行為等が当該行為者の熟慮において真剣な選択肢の一つとならないことを指すとされる (Williams 1981, 128-29. Cf. Seidman 2010)。

35 たとえば、親や先生は、子供に「嘘をついてはいけない」とは言うかもしれないが、「ジェノサイドをしてはいけない」とは言わないだろう。もちろん、ジェノサイドは個人でできる行為ではないこともその一因かもしれない。けれども、それに加えて、そうしたあまりに悪い行為はわざわざ取り上げて禁止するまでもないという考えも背後にあるように思われる。繰り返すが、極悪型亜義務が禁止されないというのは、わざわざ禁止するまでもないということであって、許容されるということでは決してない。

第一に、非行型亜義務はなぜ道徳的に禁止されないのか。この問いへの回答は、慈恵型超義務がなぜ道徳的に義務的でないのかと対をなす。行為者には、義務的行為よりも慈恵型超義務的行為をする道徳的理由があるかもしれないが、二つの行為の違いはあまりに小さいので、この道徳的理由は道徳的義務を生み出すほどではなく、そのため慈恵的超義務は道徳的に義務的ではない。同じことが非行型亜義務にもあてはまる。行為者には、非行型亜義務的行為よりも義務的行為をする道徳的理由があるかもしれない。しかし、二つの行為の違い——非行型亜義務の道徳的な悪さ——はあまりに小さいので、この道徳的理由は道徳的禁止を生み出すほどではない。そのため、非行型亜義務は道徳的拘束力をもたず、非行型亜義務的行為をすることは行為者にとって禁止されない。

第二に、極悪型亜義務はなぜ道徳的に禁止されないのか。この問いへの回答は、英雄型超義務がなぜ道徳的に義務的でないのかに対する回答と同一である。ある行為が「道徳的に義務的である」のような義務論的地位をもつためには、その行為は、目下問題となる行為者の選択肢に入っていなければならない。その行為者にとって有効な選択肢の内ない行為は、道徳的価値にかかわらず、義務論的地位をもたないのである。英雄型超義務は、まさにこの理由で義務論的地位をもたない——通常の意味で任意なのではなく、任意だという義務論的地位すらもたないのだ。これと同じことが極悪型亜義務にもあてはまる。先にみたように、極悪型亜義務にあたる行為は、行為者にとってそもそも選択肢の範囲外にある。そのため、極悪型亜義務的行為をすることは、行為者にとって禁止されるか任意かを考えることがそもそもできない。

次のような反論があるかもしれない。たしかに、我々の大多数にとってジェノサイドのような行為はまともな選択肢にはないが、それが道徳的に禁止されないというのは奇妙ではないか。ジェノサイドは、現代において道徳的に禁止された行為の最も極端な典型例なのではないか。

これに対しては、いくつか異なる回答をすることができる。第一に、「道徳的に禁止されない」という表現が多義的に使われている可能性がある。ジェノサイドが道徳的に禁止されないのは、言うまでもなく、それが許容されるからではなく、ジェノサイドが（我々の大多数にとって）義務論的地位をもたないからである。この点をよりビビッドに表現すれば、ジェノサイドは、通常状況では、我々の大多数にとってあえて道徳的に禁止するまでもない行為である。

一部の人は、それでもジェノサイドのような悪辣非道な行為に「禁止」という義務論的地位が伴わないことが反直観的だと思うかもしれない。そこで、第二に次の応答を考えたい。一方で、たしかに、通常状況では、我々の大多数にとってジェノサイドは有効な選択肢ではないが、たとえばネオナチにとってジェノサイドは（残念ながら）有効な選択肢である。このため、ネオナチがジェノサイドをすることに対しては義務論的地位を付与することができる。我々は、特定の民族・集団をまとめて殺せと声高に叫ぶ人々に対して、それは道徳的に禁止されていると反論することができる。同様に、2022年以後の世界のように、侵略国指導者によるジェノサイドが現実的な可能性として危惧される状況に直面したとき、我々にとってジェノサイド（に加担すること）が道徳的に禁止されていると主張することは、おかしいことではないだろう。このように、極悪型亜義務という考え方は、ある行為の義務論的地位を、問題となる行為者の傾向性(disposition)に相対的なかたちで評価する。たとえ通常状況において我々の大多数にとってジェノサイドが極悪型亜義務にあたり、あえて禁止するまでもない行為だとしても、そのことは、ジェノサイドという悪辣非道な行為が現実的な選択肢となっている人々について、またそうした行為が現実的に危惧される状況において、それが道徳的に禁止されていると主張することを妨げない。

第三に、ジェノサイドをまともな選択肢だと思わない我々自身にも、ジェノサイドをめぐって道徳的に禁止されることがないわけではない。我々の大多数よりもネオナチの人々のほうが、ある一点で、つまりジェノサイドを有効な選択肢とみなすという意味で、行為の選択肢を広くもつことになる。しかし、この選択肢の広さは道徳的に望ましくないかもしれない。つまり、ジェノサイドを有効な選択肢としてもた

い人の有効な選択肢に、ジェノサイドが新たに加わることは、道徳的にみて望ましくない変化だといえるかもしれない。さらにいえば、たとえジェノサイドそのものが極悪型亜義務にあたり道徳的に禁止されないとしても、それを新たに有効な選択肢に加えることは道徳的に禁止されるかもしれない³⁶。1994年のルワンダ虐殺において、ジェノサイドに加担したフツ市民の大多数はごく通常の市民であり、ラジオを通したプロパガンダ以前からツチ市民等に対して過激な思想を抱いていたわけではないとされる。もちろん、我々がルワンダ虐殺を道徳的観点から反省するにあたり第一に考えるのは、フツ市民による虐殺（ジェノサイドへの加担）という行為だろう。だが、さらに次のように考える人もいるだろう——虐殺など考えも及ばない通常の市民が、虐殺を行為の選択肢に新たに加えてしまったこと自体も、道徳的に悪く、また道徳的に禁止されるべきだったのではないか。そして、「通常の市民」が重大な道徳的悪に加担してしまうというのは、ルワンダ虐殺に限ったことではなく、我々の歴史のなかでしばしば生じてきたことなのだ。このように考えると、たとえ我々にとってジェノサイドが極悪型亜義務にあたるとしても、ジェノサイドを道徳的に無視してよいということにはならない。我々には、ジェノサイドを新たに選択肢に加えないことが道徳的に義務として課されるのだ。

こうして、亜義務の二つのサブタイプがそれぞれ道徳的に禁止されない理由が明らかになったはずだ。約言すれば、非行型亜義務は（慈恵型超義務と同様に）道徳的な重要性が小さいため任意なのであり、極悪型亜義務は（英雄型超義務と同様に）行為者にとって有効な選択肢の外にあるため義務論的地位そのものを欠く。

6. 結論

本論文では、超義務や亜義務といった特殊な規範的性質を取り上げ、それらが抱える倫理学上の問題を概観・整理した。「義務を超えた行為」や「しないに越したことがない行為」は、我々の日常的な規範的経験として珍しくない反面、理論的な検討はごく最近まであまり進展しておらず、とくに日本語では研究が少なかった。本論文の目的は、その空隙を埋めた上で、超義務・亜義務についての魅力的な見解を提案することである。ただし、本論文で提案した見解には暫定的なところが多く、詳細な擁護および他の理論的可能性との比較は、今後の研究をまたねばならない。

謝辞

本研究は、大阪大学社会技術共創研究センター 2022 年度 ELSI 共創プロジェクト「企業の ELSI 対応の一部としての自主規制とそれに伴う萎縮効果に関する理論的研究」（研究代表者：長門裕介）および JSPS 科研費 JP23K11997（研究代表者：石田柊）の支援を受けたものである。また、本論文は、2023 年 8 月 27 日にオンライン政治理論研究会で発表した草稿をもとにしている。本論文の草稿に対して有益なコメントをくれた井上彰、小川亮、佐々木梨花、高橋礼、竹下昌志、田畑真一、西村友海の各氏（五十音順）、上記研究会の参加者、および二名の匿名査読者に心から感謝する。

36 ちょうど反対のことが英雄型超義務にもあてはまる。我々の大多数にとっては、命を顧みずにとっさに人命救助をすることは有効な選択肢に入っていない。しかし、それが有効な選択肢に入っているほうが道徳的に望ましく、そうした英雄的行為が少しでも我々の行為の選択肢に入るように人格を修練しなければならないかもしれない。この点に着目すると、超義務（ないし亜義務）と徳の理論的關係について、これまでとは異なる理路が開けるかもしれない（cf. Crisp 2013; Stangl 2016）。

参考文献

- Archer, Alfred. 2018. "Supererogation." *Philosophy Compass* 13 (3): e12476.
- . 2020. "Supererogation and Consequentialism." In *The Oxford Handbook of Consequentialism*, edited by Douglas W. Portmore, 269–88. Oxford University Press.
- Archer, Alfred, and Michael Ridge. 2015. "The Heroism Paradox: Another Paradox of Supererogation." *Philosophical Studies* 172 (6): 1575–92.
- Archer, Alfred, and Lauren Ware. 2018. "Beyond the Call of Beauty: Everyday Aesthetic Demands Under Patriarchy." *The Monist* 101 (1): 114–27.
- Atkins, Philip, and Ian Nance. 2015. "Defending the Suberogatory." *Journal of Ethics and Social Philosophy* 9 (1): 1–8.
- Baron, Marcia. 1987. "Kantian Ethics and Supererogation." *Journal of Philosophy* 84 (5): 237–62.
- Benn, Claire. 2018. "Supererogation, Optionality and Cost." *Philosophical Studies* 175 (10): 2399–417.
- Chisholm, Roderick M. 1982. "Supererogation and Offence: A Conceptual Scheme for Ethics." In *Brentano and Meinong Studies*, 98–113. Brill.
- Chrisman, Matthew. 2015. *The Meaning of "Ought": Beyond Descriptivism and Expressivism in Metaethics*. Oxford University Press.
- Crisp, Roger. 2013. "Supererogation and Virtue." In *Oxford Studies in Normative Ethics*, vol. 3, edited by Mark Timmons, 13–34. Oxford University Press.
- Dancy, Jonathan. 1993. *Moral Reasons*. Blackwell.
- . 2004. "Enticing Reasons." In *Reason and Value: Themes from the Moral Philosophy of Joseph Raz*, edited by R. Jay Wallace, Philip Pettit, Samuel Scheffler, and Michael Smith, 91–118. Clarendon Press.
- Dreier, James. 2004. "Why Ethical Satisficing Makes Sense and Rational Satisficing Doesn't." In *Satisficing and Maximizing: Moral Theorists on Practical Reason*, edited by Michael Byron, 131–54. Cambridge University Press.
- Dorsey, Dale. 2013. "The Supererogatory, and How to Accommodate It." *Utilitas* 25 (3): 355–82.
- Driver, Julia. 1992. "The Suberogatory." *Australasian Journal of Philosophy* 70 (3): 286–95.
- Gert, Joshua. 2007. "Normative Strength and the Balance of Reasons." *The Philosophical Review* 116 (4): 533–62.
- Hansson, Sven Ove. 2015. "Representing Supererogation." *Journal of Logic and Computation* 25 (2): 443–51.
- Heyd, David. 1982. *Supererogation: Its Status in Ethical Theory*. Cambridge University Press.
- . 2019. "Supererogation." In *The Stanford Encyclopedia of Philosophy*, Winter 2019 edition, edited by Edward N. Zalta. Available at <https://plato.stanford.edu/archives/win2019/entries/supererogation/>
- Hill, Thomas E. 1992. *Dignity and Practical Reason in Kant's Moral Theory*. Cornell University Press.
- Horgan, Terry, and Mark Timmons. 2010. "Untying a Knot From the Inside Out: Reflections on the 'Paradox' of Supererogation." *Social Philosophy and Policy* 27 (2): 29–63.
- Liberto, Hallie Rose. 2012. "Denying the Suberogatory." *Philosophia* 40 (2): 395–402.
- Mazutis, Daina. 2014. "Supererogation: Beyond Positive Deviance and Corporate Social Responsibility." *Journal of Business Ethics* 119 (4): 517–28.

- McConnell, Terrance. 2022. "Moral Dilemmas." In *The Stanford Encyclopedia of Philosophy*, Fall 2022 edition, edited by Edward N. Zalta and Uri Nodelman. Available at <https://plato.stanford.edu/archives/fall2022/entries/moral-dilemmas/>
- McNamara, Paul. 2011. "Supererogation, Inside and Out: Toward an Adequate Scheme for Common-Sense Morality." In *Oxford Studies in Normative Ethics*, vol. 1, edited by Mark Timmons, 202–235. Oxford University Press.
- Mellema, Gregory. 1991. *Beyond the Call of Duty: Supererogation, Obligation, and Offence*. State University of New York Press.
- Muñoz, Daniel. 2021. "Three Paradoxes of Supererogation." *Noûs* 55 (3): 699–716.
- Portmore, Douglas W. 2011. *Commonsense Consequentialism: Wherein Morality Meets Rationality*. Oxford University Press.
- . 2019. *Opting for the Best: Oughts and Options*. Oxford University Press.
- Raz, Joseph. 1975. "Permissions and Supererogation." *American Philosophical Quarterly* 12 (2): 161–68.
- Scheffler, Samuel. 1994. *Rejection of Consequentialism: A Philosophical Investigation of the Considerations Underlying Rival Moral Conceptions*. Revised edition. Oxford University Press.
- Seidman, Jeffrey. 2010. "Caring and Incapacity." *Philosophical Studies* 147 (2): 301–22.
- Sinnott-Armstrong, Walter. 2005. "You Ought to Be Ashamed of Yourself (When You Violate an Imperfect Moral Obligation)." *Philosophical Issues* 15 (1): 193–208.
- Stangl, Rebecca. 2016. "Neo-Aristotelian Supererogation." *Ethics* 126 (2): 339–65.
- Urmson, J. O. 1958. "Saints and Heroes." In *Essays in Moral Philosophy*, edited by A. I. Melden, 198–216. University of Washington Press.
- Vessel, Jean-Paul. 2010. "Supererogation for Utilitarianism." *American Philosophical Quarterly* 47 (4): 299–319.
- Williams, Bernard. 1965. "Ethical Consistency." *Proceedings of the Aristotelian Society, Supplementary Volumes* 39 (1): 103–24.
- . 1981. "Practical Necessity." In *Moral Luck: Philosophical Papers 1973–1980*, 124–31. Cambridge University Press. 伊勢田哲治訳 (2019)「実践的必然性」、伊勢田哲治監訳『道徳的な運：哲学論集一九七三～一九八〇』所収、215–27 ページ。勁草書房。
- Zimmerman, Michael J. 1996. *The Concept of Moral Obligation*. Cambridge University Press.
- 浅井篤・板井孝壺郎・大西基喜 (2007)「超義務 (Supererogation) と医の職業倫理 (Professional Medical Ethics)」『先端倫理研究』2 巻：13–24 ページ。
- 安藤馨 (2017)「応答」、安藤馨・大屋雄裕『法哲学と法哲学の対話』17–34 ページ。有斐閣。
- 児玉聡 (2020)『実践・倫理学——現代の問題を考えるために』勁草書房。
- 森悠一郎 (2019)『関係の対等性と平等』弘文堂。